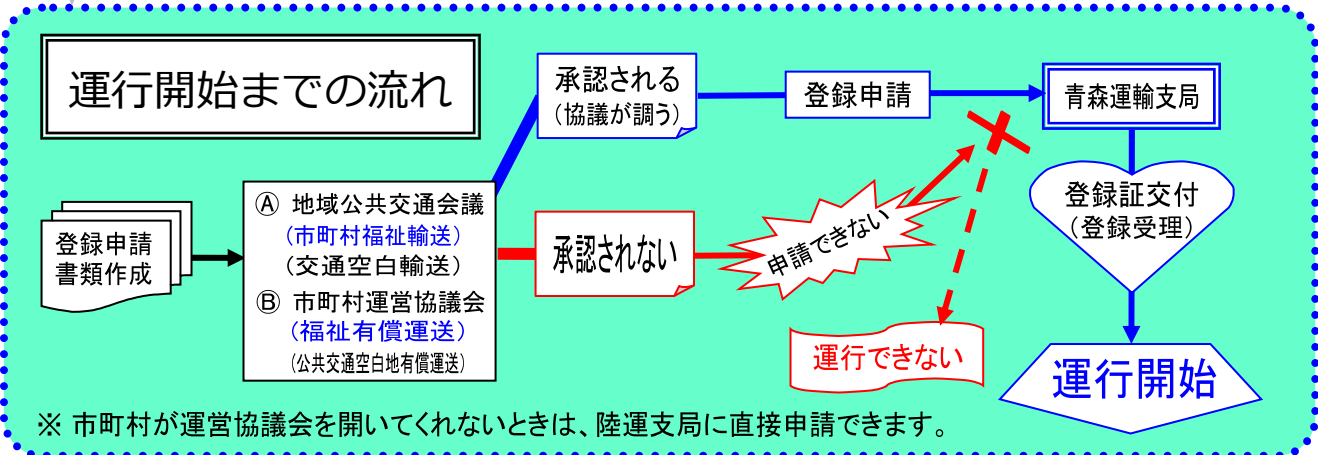
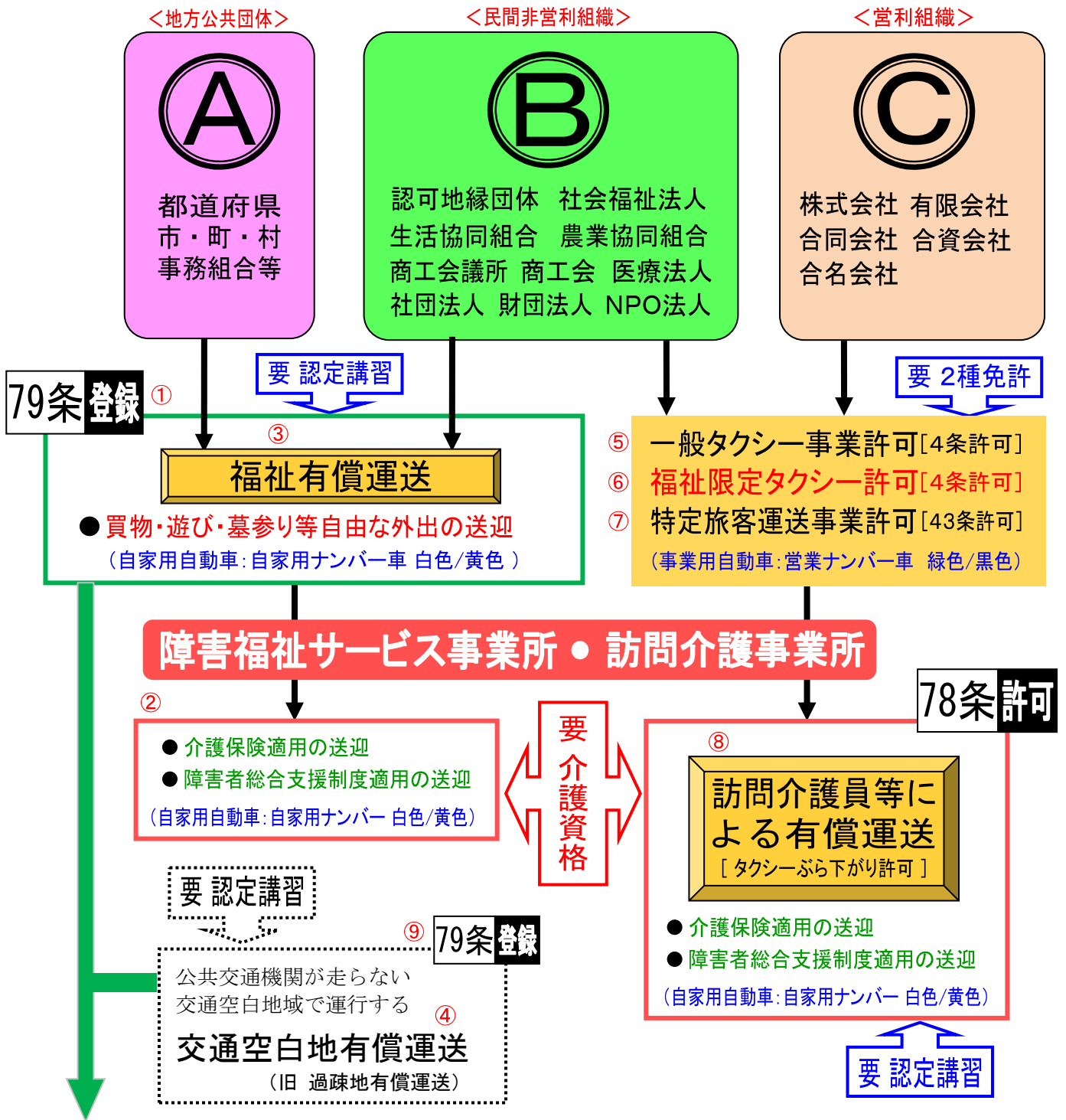


# 自家用自動車による有償運送とは



# 指定訪問介護事業所が通院等乗降介助・身体介護を適用した通院送迎の有償運送を実施するまでの必要な手順

(指定障害福祉サービス事業所が障害者総合支援法制度に基づく有償運送をする場合も含む)

## 1. 営利組織・非営利組織のどちらでもできる「タクシー+ぶら下がり」有償運送

### 1. タクシー許可を取得（4条タクシー許可）

まずはタクシー許可取得を

- ① 役員法令試験受験 ⇒ 80%以上の正解で合格  
※ この試験に合格しなければ許可申請できない
- ② 二種免許取得職員の確保  
※ 最低限、タクシー車両の台数分に当たる二種免許取得職員が必要
- ③ 必要な書類作成 ⇒ 運輸支局へ提出 許可申請
- ④ タクシー車両の用意  
※ 福祉限定タクシー許可の場合は最低1台  
※ 一般タクシー許可の場合は、最低3～5台必要  
※ 福祉限定許可の場合、福祉車両に限定ではなく一般乗用車でもOKだが、この場合は、二種免許取得者が介護資格を有しているか、有していない運転者は、介護資格を有している人を乗務させなければならない
- ⑤ 許可申請後、2ヶ月以内に許可が下りる
- ⑥ 営業ナンバーを付けた事業用自動車（タクシー車両）が納車される  
※ 事業用自動車でも要介護・要支援・障害者等を送迎する際は、二種免許取得者しか運転できない

### 2. タクシー許可取得後

- ① 運賃の設定 ⇒ 届け出

タクシー許可を取得してから

### 3. 訪問介護員等による有償運送の許可を取得（78条ぶら下がり許可）

- ① 訪問介護員等に、二種免許または認定講習修了資格を取得させる  
※ これらの資格は、時間のあるうちに早めに取得させておくと、許可申請がスムーズに進む
- ② 使用する自家用自動車を選定する  
※ 事業所所有の車両の他、職員が所有する自動車も対象となる  
※ 使用権原が事業所にあること、規定の任意保険に加入済みであること等の条件がある  
※ 福祉車両だけでなく、一般車両も対象となる  
※ 乗用車だけでなく、貨物車も対象となる
- ③ 必要な資格を取得後、必要な書類も作成し、事業所が運輸支局へ許可申請をする  
※ 職員1名につき1名の許可申請が必要
- ④ 申請後、2ヶ月以内に許可が下り、運輸支局長が発行する「有償運送許可書」が申請した職員個人宛てに交付される  
※ 許可書の有効期限は、交付日から2年間 ⇒ **2年ごとに許可取得申請が必要**  
※ 当該事業所を退職したときは、その時点で効力を失う
- ⑤ 有償運送開始  
※ 点呼の実施、予備運転者の確保、車両整備など国土交通省が定める有償運送運行管理業務に沿った運行が求められる

## 2. 非営利組織だけが出来る 福祉有償運送 (79条登録)

自家用車だけで出来る

### 1. 登録に必要な条件をクリアする

- ① 指定訪問介護事業所または指定障害福祉サービス事業所であること
- ② 有償運送の利用者を確保する  
※ 利用者がいなければ登録できない
- ③ 有償運送の運転者を確保する  
※ 二種免許取得者または認定講習修了者でなければならない
- ④ 有償運送車両を確保する  
※ 自家用自動車でOK  
※ 利用者に福祉車両を必要とする人がいないときは、セダン等車両のみでもOK
- ⑤ その他必要書類を作成する

### 2. 事業所の所在地の市町村役所に登録申請する

- ① 市町村役所は「福祉有償運送運営協議会」を開催する  
※ 市町村役所が任命する十数名の委員が、申請を認めるか否かを協議する  
※ 協議する項目は、「当該地域での福祉有償運送の必要性」「運送の区域」「運送の対価（運賃）」の法定3事項  
※ 申請したにもかかわらず、市町村が運営協議会を開催しないときは、運輸支局に相談できる  
⇒ 運輸支局が市町村を指導する
- ② 運営協議会での協議が調った（承認された）ときには、市長村長名で「協議が調った旨の文書」を申請団体に交付する  
※ 協議が調わなかった場合、福祉有償運送の登録はできない

### 3. 申請団体は、申請書類と「協議が調った旨の文書」を運輸支局に提出し、登録申請する

- ① 運輸支局は、書類に不備がなくまた登録拒否事項に該当しない場合は、遅滞なく速やかに登録番号を記載した「登録証」を交付しなければならない  
※ 登録証を交付されたら福祉有償運送の運行を開始できる  
※ 登録証の有効期間は、交付日から2年間 ⇒ 新規登録の場合  
※ 有効期間内に重大な交通事故や、問題を発生させなかった場合、更新登録時の有効期間は1年間延長される

### 4. 福祉有償運送のメリット・デメリット

- ① メリット  
※ タクシー許可不要 ⇒ 二種免許不要、役員法令試験受験不要  
※ 事業用自動車不要 ⇒ 自家用車でできる  
※ 介護保険・障害者総合支援法制度以外の自由送迎ができる
- ② デメリット  
※ 運営協議会での協議が調わない場合は、利用者がいても、運転者が確保できても、車両があっても運行することができない  
※ 市町村役所担当者、運営協議会委員の理解不足により、当該市町村独自の理不尽なローカルルールが設定され、思うような運行ができなくなる  
(利用者は車いす使用者に限定・セダン等車両の使用は認めない・当初の名簿に記載の利用者しか利用できない等)  
※ 市町村の認識不足により、運営協議会そのものが開催されないことがある

要注意!

## 3. 営利組織と非営利組織

### 1. 営利組織は次の組織のことをいいます

株式会社・有限会社・合同会社・合資会社・合名会社・企業組合  
有限責任事業組合（LLP）

### 2. 非営利組織の中で、有償運送の運営ができるのは次の組織です

NPO法人・一般社団法人・一般財団法人・社会福祉法人・医療法人  
認可地縁団体（町内会・自治会）・農業協同組合・消費生活協同組合  
商工会議所・商工会・法人格を有しない非営利の任意団体

※ ここに記載のない非営利組織は運営できません

## 4. 介護保険送迎と自由送迎、自家輸送

### 1. 介護保険送迎・障害者総合支援法制度送迎

- ① この送迎は介護保険や障害者総合支援法制度を適用した送迎です
- ② 介護保険法・障害者総合支援法制度で規定されている介護の有資格者が行います
- ③ 「タクシー+78条ぶら下がり許可運送」・「福祉有償運送」のどれでもできます

### 2. 自由送迎

- ① 介護保険や障害者総合支援法制度を活用しない送迎です
- ② 利用者個人の求めに応じて、買い物・レジャー・通勤・通学・墓参りなど目的自由の送迎です
- ③ タクシーまたは福祉有償運送で、運賃を徴収して運行できます
- ④ 78条ぶら下がり許可運送ではできません  
※ 行う場合は「運賃無料」で行わなければなりません

### 3. 自家輸送

- ① デイサービス施設等の送迎、老人ホーム等施設での送迎、小規模多機能型居宅介護での送迎、放課後等デイサービスでの送迎です
- ② 許可・登録不要です
- ③ 運賃を徴収することはできません ⇒ 徴収すると道路運送法違反です
- ④ 身体介護や通院等乗降介助の設定がない施設介護・通所介護の利用者の送迎は、無料で行わなければなりません ⇒ 月々の介護報酬に含まれている為
- ⑤ 介護給付費支給決定がない障害者の送迎も無料で行わなければなりません
- ⑥ 運賃を徴収する場合は、タクシー許可取得済または福祉有償運送登録済の団体であれば、タクシー車両または福祉有償運送車両で運行することができます
- ⑦ 運賃を徴収する場合は、介護保険または障害者総合支援法制度の適用外の運送であることを説明しなければなりません
- ⑧ 78条ぶら下がり許可運送ではできません